議案第６８号

三田市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

三田市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所　　兵庫県神戸市灘区岩屋北町四丁目

氏　　名　　山本（やまもと）　昌生（まさお）

令和８年１０月２３日提出

三田市長　田　村　克　也

（提案理由）

令和８年１１月４日付をもって、三田市固定資産評価審査委員会委員　山本昌生氏の任期が満了するので、後任委員を選任する必要があるため。

（参考）

三田市固定資産評価審査委員会委員一覧表

氏　　名	選任年月日	任期満了年月日	備考
山本　昌生	令和５年１１月　５日	令和　８年１１月　４日	１期目
吉田　哲也	令和６年　７月　１日	令和　９年　６月３０日	２期目
渡部　達二	令和８年　６月２７日	令和１１年　６月２６日	３期目

地方税法

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第４２３条　固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2　固定資産評価審査委員会の委員の定数は３人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3　固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4　市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

5　市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。

6　固定資産評価審査委員会の委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

8　市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9　市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。